


所管部課	企画財政部 行政管理課	部長	並木 俊則		
件名	東大和市手数料条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	市民部市民課			
<p>1. 要旨</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号の施行及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部が改正される。このことに伴い、住民基本台帳カードの交付事務が廃止となり、また個人番号カードの交付事務が開始されることから、東大和市手数料条例施行規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条表中、「住民基本台帳カードの交付又は再交付」及び「第4号様式」を削除する。 ・第3号様式中、本人確認欄に記載されている「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。 <p>(2) 施行日 平成28年1月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 法に基づいた制度の移行対応が可能となる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書課において審査済み 					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。